

自動車運送事業における事故防止対策 に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

平成16年5月

総務省

前書き

バス、タクシー等は通勤、通学等国民の日常生活を支える公共輸送機関として、また、トラックは各種物資の基幹的な輸送機関として、国民生活及び経済活動において必要不可欠な存在である。

これら事業用自動車の交通事故件数をみると、平成5年の約4万6,000件から14年の約6万6,000件へと増加しており、また、14年における自動車1,000台当たりの交通事故件数をみると、事業用自動車を除く自動車が10.1件であるのに対し、事業用自動車はその4倍以上の45.2件となっている。

事業用自動車には大型車が多く、その乗用人員も多いこと等から、いったん事故が発生した場合の被害や社会的な影響は大きなものとなるが、事業用自動車の運転者による酒気帯び運転及び過労運転による事故が後を絶たないほか、高齢者のバス利用の増加に伴い、バスの発進時又は停車時における乗客の車内転倒事故等も増加している。

国土交通省は、バス、タクシー等を対象とする旅客自動車運送事業及びトラックを対象とする貨物自動車運送事業について、道路運送法(昭和26年法律第183号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)等に基づき、運行管理制度等の運用や監査等を通じた指導・監督により事故防止等安全対策を講じてきており、平成13年度には旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)等を改正し、運行管理の充実及び運転者に対する安全対策の強化等を図ってきている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、自動車運送事業における安全の確保及び事故防止の徹底を図る観点から、自動車運送事業者における運行管理及び車両の整備管理の実施状況、地方運輸局等の自動車運送事業者に対する指導・監督の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため、実施したものである。

目次

- 1 同一事業者における同一原因・同一内容の事故の再発防止対策の徹底等
 - 2 運行管理及び車両整備管理の徹底並びに監査及びこれに基づく行政処分の厳正な実施
 - 3 運転者に対する特別指導、適性診断等の的確化
 - 4 地方運輸局等と労働局との相互通報に基づく措置の徹底
-